

新たに創設される給付型奨学金の対象範囲の拡大を求める意見書

厚生労働省が毎年結果を公表している国民生活基礎調査によると、この20年間で、生活が「苦しい」と答えた人が42%から60%に増えた一方、「普通」と答えた人は52%から36%に減り、中間層の所得が減少して低所得層の割合が増加している。しかし、大学授業料は増額傾向が続いていることから、大学への進学は経済的にますます“狭き門”になっているのが現状である。

そのような中、政府は給付型奨学金の創設を決めたが、給付対象となる家計基準を住民税非課税世帯としながらも、同世帯の進学者約6万人のうち、高い学習成績を収めている者などに限定しているため、対象者は2万人にとどまることになる。学生全体の約4割が貸与型奨学金を利用しており、その返済が大きな負担となる中で、給付型奨学金による支援を拡充することは、早急に取り組むべき課題と言える。

よって、政府においては、学生が安心して学業に励むことができるよう、新たに創設する給付型奨学金の予算を増額し、成績等の基準を緩和して対象範囲を拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、文部科学大臣

（提出者）民進党市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員

及び維新の党中山真一議員